

平成 20 年度 第 1 回 木津川上流管内河川レンジャー(試行)懇談会 議 事 要 旨

(開催要領)

開催日時：平成 20 年 8 月 4 日(月) 10:00～11:30

開催場所：名張商工会議所 産業振興センター 多目的ホール アスピアⅡ(1F)

(議事次第)

1. 開会の挨拶
2. 講座の開催報告について
3. 運営要領(案)の改定について 資料-1
4. 審査要領(案)について 資料-2
5. 今後のスケジュールについて 資料-3
6. その他
7. 閉会の挨拶

(議事内容)

1. 開会

事務局より配布資料の確認ならびに出席会員の紹介後、佐中会員(近畿地方整備局木津川上流河川事務所長)から懇談会開催に際しての挨拶が行われた。

2. 講座の開催報告について

事務局より、平成 20 年 7 月 13 日(日)に開催された「木津川上流発見講座」ならびに平成 20 年 8 月 2 日(土)に開催された「河川レンジャー養成講座」について、開催概要の報告が行われた。

3. 運営要領(案)の改定について

木本会長の議事進行のもと、事務局より「資料-1」に基づき、「淀川水系河川整備計画(案)」の策定等に基づく運営要領(案)の改定について説明が行われた。

本議題に関しての会員の主な意見は以下のとおりとし、それらを踏まえ事務局にて修正を行うとともに、4. 審査要領(案)における再検討・修正事項に関連する条項の修正を行い、各会員の確認後、会長の承認を得たうえで運営要領(案)の改定を承認することとした。

(1) 字句の訂正について

○改定案第 14 条(河川レンジャーの任期)の「第 4 項」は「第 3 項」の誤りであり、訂正が必要。

4. 審査要領(案)について

木本会長の議事進行のもと、事務局より「資料-2」に基づき、審査要領(案)について説明が行われた。

本議題に関しての会員の主な意見は以下のとおりとし、それらを踏まえ事務局にて再検討及び修正を行い、各会員の確認後、会長の承認を得たうえで審査要領(案)を承認することとした。

(1) 審査結果の公開について

- 「河川レンジャーの審査に関する情報の開示を請求されたときは、『行政機関の保有する情報公開に関する法律』に基づき、情報公開を行う」とあるが、誰がどのように内容を決定し、情報公開を行うのか。また、請求内容のほとんどが個人情報になると想定されるが、《行政機関の保有する情報公開に関する法律》という規定だけでは不明確ではないか。
- 《行政機関の保有する情報公開に関する法律》とは、会員に属する個々の自治体の保有する法律という考えなのか。
- 情報の開示は、一般の方もしくは河川レンジャーの審査を受審された方からの請求が想定されるが、一般の方については、運営要領(案)ならびに審査要領(案)に規定しているとおり、木津川上流河川事務所ホームページにより情報公開を行うこととし、受審者については、その方の審査に係る情報のみを公開することが望ましいと考える。
- 受審者への情報公開は、その方の審査情報については全て公開し、他の受審者の方については、評価点のみを公開しても良いのではないか。

→ 情報公開について、その方法や公開内容を法律的な裏づけを含めて事務局で再考し、審査要領(案)ならびに運営要領(案)にて明確にする。

5. 今後のスケジュールについて

木本会長の議事進行のもと、事務局より「資料-3」に基づき、今後のスケジュールについて説明が行われ、原案のとおり承認された。

6. その他

木本会長の議事進行のもと、当日参加していただいた一般の傍聴者より上記の各議事に関するご意見をいただいた。さらに、事務局より、本懇談会を含む木津川上流管内河川レンジャーの運営組織(懇談会、レンジャー会議、推薦委員会)の会員ならびに委員について、官職指定をさせていただきたいとの要望があり、参加会員からの承諾を得た。

なお、一般の傍聴者からのご意見は以下のとおり。

- 河川レンジャーの任期について、今年度は10月頃に任命され、活動期間が短くなるため、再任期間の制限を緩和することはできないか。

→ 今回承認を得た運営要領(案)改定版にもあるように、再任は2回まで可能であるため、最長で3年間の活動が実施でき、十分な活動を実施していただけると考えている。

○再任についての決定権は、運営組織(レンジャー会議等)にあり、河川レンジャー希望者の労力を考えると、運営要領(案)に再任について明記する必要はないのではないか。
→ 運営要領(案)に明記しなければ、様々な解釈や読み取り方が可能になってしまうため、明記する必要がある。

○再任期間が満了した際、更に行いたい活動等がある場合に、再度申請することは可能なのか。
→ 1年以上のブランクは生じるが、再度、他の希望者と共に講座ならびにプレゼンテーションを実施後、審査を受審していただくことは可能としている。

○河川レンジャーの定員について、年度によっては、配置(名張ならびに伊賀)の偏りや、希望者がいないため、河川レンジャーが任命されないこともあるのか。
→ これらについては想定されるが、その際は、定員を含めて懇談会等で議論していく必要がある。
→ 事務局としては、当面の間、河川レンジャーの活動範囲を三重県の直轄管理区間を対象としているため、河川レンジャーの定員は4名程度を想定しているが、今後、奈良県や京都府に活動範囲を広げていく中で、定員等について再度議論していきたい。

7. 閉会

事務局の木津川上流河川事務所橋本副所長より閉会の挨拶が行われ、「平成20年度 第1回 木津川上流管内河川レンジャー(試行)懇談会」を閉会した。

平成 20 年度 第 1 回 木津川上流管内河川レンジャー(試行)懇談会

次 第

日時:平成 20 年 8 月 4 日(月) 10:00~12:00

場所:名張商工会議所 産業振興センター 多目的ホール アスピアⅡ(1F)

1. 開会の挨拶
2. 講座の開催報告について
3. 運営要領(案)の改定について 資料-1
4. 審査要領(案)について 資料-2
5. 今後のスケジュールについて 資料-3
6. その他
7. 閉会の挨拶

平成20年度第1回木津川上流管内河川レンジャー(試行)懇談会 会員リスト

開催日：平成20年8月4日(月)

場 所：〒518-0729 名張市南町822-2
産業振興センター 1F アスピア

	分 類	ふりがな 氏 名	所 属 等	代理出席
懇 談 会 会 員	学 識 経 験 者 及 び 見 識 者	きもと よしお 木本 凱夫	元三重大学大学院生物資源学共生環境学	
		てづか かずお 手塚 和男	三重大学教育学部教育学科 教授	
		つつい たくま 筒井 琢磨	皇學館大学社会福祉学部 教授	
		かわかみ あきら 川上 聰	NPO法人全国水環境交流会理事	
	自 治 体	やまで まさみ 山出 正己	三重県伊賀建設事務所長	
		もりた よしのり 森田 義則	独立行政法人 水資源機構 木津川ダム総合管理所長	<副所長> みねき あつのり 嶺木厚範
		しまおか すずむ 島岡 進	名張市建設部長	
		なかもり ひろし 中森 寛	伊賀市建設部長	
	国土交通省	さなか やすおき 佐中 康起	国土交通省 近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長	

木津川上流管内河川レンジャー(試行)

運営要領(案)

第1回改定版

平成20年8月4日

木津川上流管内河川レンジャー(試行) 懇談会

運営要領(案)	改定	改定理由
<p style="text-align: center;">木津川上流管内河川レンジャー(試行)運営要領(案)</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条-第4条)</p> <p>第2章 木津川上流管内河川レンジャー (第5条-第22条)</p> <p>第3章 木津川上流管内河川レンジャー懇談会 (第23条-第38条)</p> <p>第4章 木津川上流管内河川レンジャー会議 (第39条-第46条)</p> <p>第5章 木津川上流管内河川レンジャー推薦委員会 (第47条-第54条)</p> <p>第6章 雑則(第55条)</p> <p>附則</p>		
<p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この運営要領(案)は、木津川上流河川事務所管内 (以下「木津川上流管内」という。)において活動する 木津川上流管内河川レンジャー(以下「河川レンジャー」という。)の運営について定めるものである。</p>		
<p>(河川レンジャーを運営する組織)</p>		

運営要領(案)	改定	改定理由
<p>第2条 河川レンジャーを運営する組織は、次の各号に掲げる組織をもって構成する。</p> <p>(1)木津川上流管内河川レンジャー懇談会(以下「懇談会」という。)</p> <p>(2)木津川上流管内河川レンジャー会議(以下「レンジャー会議」という。)</p> <p>(3)木津川上流管内河川レンジャー推薦委員会(以下「推薦委員会」という。)</p> <p>2 前項各号に掲げる組織は、木津川上流河川事務所長(以下「事務所長」という。)が設置する。</p> <p>3 第1項各号に掲げる組織間の関係は、木津川上流管内河川レンジャー機構図に示すとおりとする。</p> <p>4 事務所長は、各項の規定に基づき各会議を設置するに当たっては必要に応じ、細則を別途定めるものとする。</p>		
<p>(木津川上流管内河川レンジャー運営業務等)</p> <p>第3条 事務所長は、河川レンジャー及び前条第1項各号に規定する組織を運営するために「木津川上流管内河川レンジャー運営業務(仮称)」(以下「運営業務」という。)の運営業務受託者と「委託契約」を行うものとする。</p>		
<p>(経費の負担)</p> <p>第4条 事務所長は、次の各号に掲げる経費等を実費負担</p>		

運営要領(案)	改定	改定理由
<p>するものとする。</p> <p>(1)河川レンジャーの活動に必要な経費及び備品等の購入等費用</p> <p>(2)懇談会、レンジャー会議、推薦委員会及び講座の開催運営費用</p>		
<p>第2章 木津川上流管内河川レンジャー</p> <p>(河川レンジャーの構成)</p> <p>第5条 河川レンジャーは、個人をもって構成する。</p>		
<p>(河川レンジャーの役割)</p> <p>第6条 河川レンジャーは、行政と住民との間に立って、防災学習や水防活動等の防災・減災を推進する活動、河川に係わる環境学習等の文化活動や動植物の保全等の活動を実施するとともに、不法投棄の状況把握や河川利用者への安全指導など、河川管理者が責任を果たさなければならないもの以外で、比較的穏便で危険を伴わない範囲における河川管理上の役割を担い、河川と地域との良好な関係を構築する。</p>		
<p>(河川レンジャーの活動範囲及び活動拠点)</p> <p>第7条 河川レンジャーの活動範囲は木津川上流管内とする。</p> <p>2 河川レンジャーの活動拠点は、伊賀上野出張所構内にある遊水スイスイ館内に置く。</p>		
<p>(河川レンジャーの定員)</p>		

運営要領(案)	改定	改定理由
<p>第8条 河川レンジャーの定員は、若干名とする。</p>		
<p>(河川レンジャーの任命基準)</p> <p>第9条 河川レンジャーは、次の各号に掲げる条件を満たしている者から任命しなければならないものとする。</p> <p>(1)木津川上流管内の住人又はこの地域に通勤、通学する満18歳以上の者であること。</p> <p>(2)地域固有の情報や知識に精通していること。</p> <p>(3)有能な河川レンジャーになれるよう日々熱意を持ち、自己研鑽や研修を惜しまないこと。</p> <p>(4)講座を受講し、推薦委員会から河川レンジャーとして推薦されていること</p> <p>(5)公共施設の不正使用等の法令に違反する行為を行っていないこと。</p> <p>(6)心身ともに健全で河川レンジャーとして活動できること。</p> <p>(7)この運営要領(案)を遵守できること。</p> <p>2 河川レンジャーは、前項各号に掲げる条件を満たしているほか、次の各号に掲げる知識、経験及び資格等を有していることが望ましい。</p> <p>(1)解説、通訳、啓発に関する技術(インタープリテーション技術)</p> <p>(2)コーディネートに関する知識と技術</p>		

運営要領(案)	改定	改定理由
<p>(3)緊急時対応に関する知識</p> <p>(4)危険予知及び回避などの安全確保や、安全教育に関する知識</p> <p>(5)環境保全やまちづくりなどの豊富な市民活動の経験</p> <p>(6)地域のスポーツ活動指導や青少年育成などの豊富な経験</p> <p>(7)郷土史への精通</p> <p>(8)川や水に関する豊富な知識や実務経験</p> <p>(9)川の指導者(初・中・上級)としての経験</p> <p>(10)自然観察指導員の資格</p> <p>(11)救急・救命法受講の経験</p>		
<p>(河川レンジャーの活動内容)</p> <p>第10条 河川レンジャーは、淀川水系河川整備計画原案で示している行政と住民等との連携や協働を必要とする事項を推進するため、行政と住民等との間に立って、次の各号に掲げる活動を行うものとする。</p> <p>(1)防災・減災、救援・救難の推進を図る活動 自分で守る・皆で守る・地域で守る取り組みの促進</p> <p>(2)河川の環境保全を図る活動 イ 河川環境保全・再生の普及・啓発・学習・住民参加の促進</p>	<p>第10条 河川レンジャーは、淀川水系河川整備計画(案)で示している行政と住民等との連携や協働を必要とする事項を推進するため、行政と住民等との間に立って、次の各号に掲げる活動を行うものとする。</p>	<p>淀川水系河川整備計画(案)の策定に伴う改定</p>

運営要領(案)	改定	改定理由
<p>□ 河川環境のモニタリング</p> <p>八 水質改善のための啓発活動</p> <p>(3)河川の適正な利用の推進を図る活動</p> <p>イ 河川利用者への安全指導</p> <p>□ 不法投棄の状況把握</p> <p>八 河川環境の保全・再生の普及・啓発・学習</p> <p>(4)節水意識の普及・啓発活動</p> <p>(5)日常的な河川管理活動</p> <p>河川管理についての理解・普及・啓発・学習・住民参加促進</p> <p>(6)河川に係わる歴史・文化の普及・啓発活動</p> <p>(7)河川行政と地域・住民・住民団体のコーディネートを図る活動</p> <p>(8)川づくり・まちづくりへの参画・支援活動</p> <p>(9)木津川上流に関心を持ち愛護する人材を育成する活動</p> <p>(10)河川レンジャー活動に関するニュースの発行等の情報の発信</p> <p>2 河川レンジャーは、活動を通して第1項に掲げる活動のほか、河川レンジャーの人材発掘、河川レンジャーとしてふさわしい活動をレンジャー会議に提案することが出来る。</p> <p>3 河川レンジャーは、河川レンジャーとしての活動中</p>		

運営要領(案)	改定	改定理由
<p>において、宗教活動、政治活動及び営利活動並びにこれら行為と紛らわしい行為を行ってはならない。</p>		
<p>(河川レンジャー候補者の決定および登録)</p> <p>第 11 条 河川レンジャーの候補者の決定は、第 31 条に規定する「木津川上流発見講座」(以下「発見講座」という。)及び「河川レンジャー養成講座」(以下「養成講座」という。)を共に受講し、第 34 条に規定する河川レンジャー希望者として登録後、第 37 条に規定するプレゼンテーションを実施した者を対象として、推薦委員会が行うものとする。</p> <p>2 推薦委員会は、第 6 条に規定する河川レンジャーの役割、第 10 条に規定する河川レンジャーの活動内容及び懇談会が提言する河川レンジャー事業計画を考慮して、第 9 条に規定する河川レンジャーの任命基準に基づいて、河川レンジャー候補者を決定する。</p> <p>3 推薦委員会は、河川レンジャー候補者を決定したときは、レンジャー会議に推薦するものとする</p> <p>4 推薦委員会は、「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」に基づき河川レンジャー候補者に関する個人情報を必要かつ適切な安全管理措置を講じて取り扱うものとする。</p> <p>5 推薦委員会は講座が設置されていないときは地元行政機関及び河川管理者からの紹介を受けた、河川</p>		

運営要領(案)	改定	改定理由
<p>レンジャーの希望者を対象として、本条第1項の規定に基づいて審査し、レンジャー会議に推薦するものとする。</p>		
<p>(河川レンジャーの任命)</p> <p>第12条 レンジャー会議は、前条第2項の規定により河川レンジャー候補者の推薦を受けたときは、審議し、その河川レンジャー候補者が、河川レンジャーとしてふさわしいと認められるときは、河川レンジャーとして任命するものとする。</p> <p>2 レンジャー会議は、前項の任命を行ったときは、事務所長及び懇談会に報告するものとする。</p>	<p>第12条 レンジャー会議は、前条第2項の規定により河川レンジャー候補者の推薦を受けたときは、審議し、その河川レンジャー候補者が、河川レンジャーとしてふさわしいと認められるときは、河川レンジャー予定者として決定し、事務所長に報告するものとする。</p> <p>2 事務所長は、前項の報告により、河川レンジャー予定者を河川レンジャーとして任命できるものとする。</p>	<p>淀川水系河川整備計画(案)の策定に伴う改定</p> <p>淀川水系河川整備計画(案)の策定に伴う改定</p>
<p>(河川レンジャーの解任及び辞任)</p> <p>第13条 レンジャー会議は、河川レンジャーが次の各号に掲げる内容のいずれかに該当するときは、当該河川レンジャーを解任するための提案を事務所長に対して行うことができるものとする。</p> <p>(1)活動の意志がないと認められるとき</p> <p>(2)公序良俗に反し、河川レンジャーとしてふさわしくない行為があると認められるとき</p> <p>(3)心身故障のため、活動の執行に堪えないと認められるとき</p>		

運営要領(案)	改定	改定理由
<p>(4)活動中において宗教活動、政治活動、営利活動及びこれら行為と紛らわしい行為</p> <p>(5)公共施設の不正使用等の法令に違反する行為があると認められたとき</p> <p>(6)その他この運営要領(案)に違反したと認められるとき</p> <p>2 事務所長は、前項の提案を受けたときは、解任の理由が妥当であると認めるときは、解任のための提案を承認するものとする。</p> <p>3 レンジャー会議は、前項の承認後に、当該河川レンジャーを解任するものとする。</p> <p>4 レンジャー会議は、河川レンジャーから辞任の申し出を受けた場合は、事務所長の下承を得て、当該河川レンジャーの辞任を了承する。</p> <p>5 レンジャー会議は、第3項解任又は第4項の辞任の了承を行ったときは、懇談会および推薦委員会に報告するものとする。</p> <p>6 レンジャー会議は第1項の規定に基づく提案を行</p>	<p>2 事務所長は、前項の提案を受けたときは、解任の理由が妥当であると認めるときは、河川レンジャーを解任するものとする。</p> <p>削除</p> <p>3 レンジャー会議は、河川レンジャーから辞任の申し出を受けた場合は、事務所長に報告し、事務所長は当該河川レンジャーの辞任を了承する。</p> <p>4 事務所長は、第2項解任又は第3項の辞任の了承を行ったときは、懇談会および推薦委員会に報告するものとする。</p> <p>5 レンジャー会議は第1項の規定に基づく提案を行</p>	<p>淀川水系河川整備計画(案)の策定に伴う改定</p> <p>淀川水系河川整備計画(案)の策定に伴う改定</p> <p>淀川水系河川整備計画(案)の策定に伴う改定</p> <p>淀川水系河川整備計画(案)の策定に伴う改定</p>

運営要領(案)	改定	改定理由
<p>うときは、事前に当該河川レンジャーに対して、不服申し立てによる弁明の機会を与えなければならない。</p>	<p>うときは、事前に当該河川レンジャーに対して、不服申し立てによる弁明の機会を与えなければならない。</p>	
<p>(河川レンジャーの任期)</p> <p>第 14 条 河川レンジャーの任期は、任命された年の 4 月 1 日から翌々年の 3 月 31 日までの 2 年間とする。</p> <p>2 新規任命された河川レンジャーは、任命から 1 年を達した日以後における最初の 3 月 31 日までを試行期間とし、レンジャー会議において試行期間の活動状況を審議し、継続が妥当であると認められたときは、任期を新たに 4 月 1 日からの 2 年間とする。</p> <p>3 再任を行うに当たっては、レンジャー会議において妥当性を確認したうえでレンジャー会議が再任し、第 12 条第 2 項の報告を行うものとする。</p> <p>4 第 2 項のレンジャー会議による審議の結果、継続が不相当であると判断された河川レンジャーは第 13 条第 1 項のレンジャー会議の提案を経て、同条第 2 項の事務所長の承認を得た後、同条第 3 項の解任を行うものとする。</p>	<p>第 14 条 河川レンジャーの任期は、任命された日から当該年度の 3 月 31 日までとする。ただし、再任は妨げない。</p> <p>削除</p> <p>2 再任を行うに当たっては、レンジャー会議において妥当性を確認し、再任予定者として第 12 条第 1 項の報告を行うものとする。</p> <p>削除</p>	<p>予算関連に伴う改定</p> <p>前項の改定に伴う改定</p> <p>淀川水系河川整備計画(案)の策定に伴う改定</p> <p>第 2 項の改定に伴う改定</p>

運営要領(案)	改定	改定理由
	<p>4 再任は2回までとし、再任期間は再任された日から当該年度の3月31日までとする。</p>	<p>第2項の改定に伴う改定</p>
<p>(年間活動計画の作成・提出・決定)</p> <p>第15条 河川レンジャーは、年度ごとの年間活動計画を作成し、活動前年度の1月末までに事務所に提出するものとする。</p> <p>2 事務所長は、前項の年間活動計画を確認し、レンジャー会議に提出するものとする。</p> <p>3 レンジャー会議は、前項の規定により提出を受けた年間活動計画の内容を審議し、年間活動計画を決定するものとする。</p> <p>4 河川レンジャーは、第3項の規定により決定した年間活動計画を必要に応じて変更することができるものとする。ただし、事前にレンジャー会議事務局の承諾を得て、年間活動計画(変更)を事務所長に提出し、事後にレンジャー会議の承認を得るものとする。</p>		
<p>(活動報告)</p> <p>第16条 河川レンジャーは、活動の内容、経過および結果等を懇談会およびレンジャー会議に報告しなければならない。</p> <p>2 河川レンジャーは、活動日誌を第3条第1項に規定する運營業務受託者に提出するものとする。</p>		
<p>(河川レンジャーの身分)</p>		

運営要領(案)	改定	改定理由
<p>第 17 条 河川レンジャーの身分は、原則として、事務所長が委託契約した運營業務受託者からの委嘱者とする。</p>		
<p>(河川レンジャーの報酬等)</p> <p>第 18 条 河川レンジャーの報酬は月払いとし、河川レンジャーとしてふさわしい活動内容に対して支給するものとする。</p> <p>2 河川レンジャーの報酬月額は、別に定める細則の規定によるものとし、活動内容に応じて報酬月額の増減を行う場合がある。</p> <p>3 交通費等は、細則の規定によるものとする。</p> <p>4 河川レンジャーとしての活動が月間中にない場合は、報酬を支給しない。</p> <p>5 河川レンジャーは、第 9 条に規定する任命基準に虚偽の申告が認められたとき又は第 13 条第 1 項第 2 号、第 4 号及び第 5 号に規定する解任事項が認められたときは、その行為のあった月まで遡り、報酬を全額返却しなければならないものとする。</p>		
<p>(経費及び報酬等の支払い)</p> <p>第 19 条 第 4 条第 1 項に規定する経費、前条第 2 項に規定する報酬及び前条第 3 項に規定する交通費等は、運營業務受託者から河川レンジャーに支払われるものとする。</p>		

運営要領(案)	改定	改定理由
<p>2 河川レンジャーは、前項の支払いに当たっては、運営業務受託者が指定する様式に必要な事項を記載して、運営業務受託者に請求するものとする。</p>		
<p>(保険の加入)</p> <p>第20条 河川レンジャーは、河川レンジャーとしての活動及び第15条第3項の規定によりレンジャー会議で決定された年間活動計画に基づく活動を行うに当たっては、事前に、本人及び当該活動参加者を対象とした傷害保険(レジャー保険等)に加入しなければならない。</p> <p>2 前項の傷害保険(レジャー保険等)への加入手続きは、運営業務受託者が責任を持って行わなければならない。</p>		
<p>(事故の責任)</p> <p>第21条 河川レンジャーが、河川レンジャーとしての活動及び第15条第3項の規定によりレンジャー会議で決定された年間活動計画に基づく活動中に起こした第三者及び本人に対する事故の責任は、法律上適正な責任の範囲内で運営業務受託者が負うものとする。</p>		
<p>(河川レンジャーへの支援)</p> <p>第22条 事務所長は、河川レンジャーの活動範囲や機会の拡大、活動に必要な物的及び人的支援、資質向上のための講習等の参加支援、民間交流の拡大、施設の</p>		

運営要領(案)	改定	改定理由
利用等、河川レンジャーを支援するものとする。		
<p>第3章 木津川上流管内河川レンジャー懇談会 (懇談会の役割)</p> <p>第23条 懇談会は、レンジャー会議及び懇談会事務局からの報告及び提案を受けた事項に関する討議を行い、河川レンジャーのよりよい活動に向けて、その制度、支援のための方策、河川レンジャーのあり方、役割及び事業計画等について提言を行う。</p>		
<p>(懇談会の構成)</p> <p>第24条 懇談会は、次の各号に掲げる会員をもって構成する。</p> <p>(1)学識経験者及び見識者 若干名</p> <p>(2)レンジャー会議座長 1名</p> <p>(3)三重県 伊賀建設事務所 1名</p> <p>(4)独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所 1名</p> <p>(5)伊賀市 1名</p> <p>(6)名張市 1名</p> <p>(7)国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長</p> <p>2 懇談会の運営のために懇談会事務局を置く。</p>		
<p>(懇談会の組織)</p> <p>第25条 懇談会の会員の委嘱は、前条第1項各号に規定す</p>		

運営要領(案)	改定	改定理由
<p>る会員の構成に基づいて事務所長が委託契約した運営業務受託者が行うものとする。</p> <p>2 会員の任期は、2年間とする。ただし、再任は妨げない。</p> <p>3 補欠のため又は増員によって委嘱する会員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。</p> <p>4 会員は任期満了後においても、後任者が委嘱されるまでの期間は、その職務を継続する。</p> <p>5 懇談会に会長を置き、会員の互選によりこれを定める。</p> <p>6 懇談会に副会長を置き、会長の指名によりこれを定める。</p> <p>7 会長は、会務を総務する。</p> <p>8 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。</p> <p>9 前条第1項第1号を除く会員については、懇談会への代理出席を認めるものとする。</p> <p>10 懇談会は、会員総数の過半数の出席をもって成立し、出席会員の過半数をもって議決する。</p>	<p>2 会員の任期は、1年間とする。ただし、再任は妨げない。</p>	<p>予算関連に伴う改定</p>
<p>(懇談会の運営)</p> <p>第26条 懇談会は、年2回以上必要に応じて開催するもの</p>		

運営要領(案)	改定	改定理由
<p>とする。</p> <p>2 会長は、必要があると認めるときは、懇談会に関係者の出席を求め、討議に参考となる説明又は意見を聴くことができる。</p>		
<p>(懇談会の情報公開)</p> <p>第 27 条 懇談会は、原則として、公開で行うものとする。</p> <p>2 事務所長は、懇談会を開催するに当たっては、事前に木津川上流河川事務所のホームページ等開催の案内を掲示するものとし、懇談会の開催後には、先のホームページに議事要旨を掲載するものとする。</p>		
<p>(懇談会の開催)</p> <p>第 28 条 懇談会の開催は、事務所長が招集する。</p> <p>2 懇談会事務局は、原則として懇談会を開催する日の 2 週間前までに、各会員に対し、開催日時、開催場所及び議事内容を記載した懇談会開催の通知をしなければならない。</p> <p>3 懇談会事務局は、原則として、懇談会資料を懇談会の開催日までに各会員あてに送付しなければならない。</p>		
<p>(懇談会の事務局)</p> <p>第 29 条 懇談会事務局は、木津川上流河川事務所管理課及び運営業務受託者とする。</p>		
<p>(講座の設置)</p>		

運営要領(案)	改定	改定理由
第 30 条 懇談会に講座を置く。		
<p>(講座の構成)</p> <p>第 31 条 講座は、発見講座及び養成講座で構成する。</p> <p>2 発見講座は、木津川上流と河川レンジャーに関する基礎的知識及び共通認識を得るための講座とする。</p> <p>3 養成講座は、木津川上流に関する高度な知識及び河川レンジャーの活動技術を得るための講座とする。</p> <p>4 講座の運営のために講座事務局を置く。</p>		
<p>(講座の役割)</p> <p>第 32 条 講座は、河川に関心を持つ者及び河川レンジャーを目指す者を対象に「木津川上流を知り、木津川上流で遊び、木津川上流を考える」をテーマとした講義又は実習により、次の各号に掲げる目的を達成するものとする。</p> <p>(1)木津川上流に関心を持ち、愛護する人材の育成</p> <p>(2)河川レンジャーの基礎的知識及び共通認識並びに木津川上流に関する高度な知識の付与</p> <p>(3)河川レンジャーとしての適正確認</p> <p>(4)河川レンジャー希望者の登録</p>		
<p>(講座の受講要件)</p> <p>第 33 条 発見講座の受講者は、満 18 歳以上の者であって、以下の条件に該当する者とする。</p> <p>(1)講座開催の公募により受講を受け付けた者</p>		

運営要領(案)	改定	改定理由
<p>(2)地元行政機関、自治会及び河川管理者からの紹介を受けた者</p> <p>2 養成講座の受講者は、発見講座の受講を修了し、木津川上流管内の住人又はこの地域に通勤、通学する満18歳以上の者で、河川レンジャーとなることを希望する者とする。</p>		
<p>(河川レンジャー希望者の登録)</p> <p>第34条 講座事務局は、「発見講座」及び「養成講座」を共に受講し、河川レンジャーとなることを希望する者を河川レンジャー希望者として登録を行う。</p> <p>2 講座事務局は、河川レンジャー希望者の登録リストを作成し保管する。</p> <p>3 講座事務局は、河川レンジャー希望者に対し、登録証明書を発行する。</p> <p>4 河川レンジャー希望者の登録期間は3年間とする。</p> <p>5 期間満了後、登録の更新を希望する者は、養成講座を再受講することとする。</p> <p>6 講座事務局は、登録期間が過ぎた河川レンジャー希望者の登録情報を抹消する。</p> <p>7 講座事務局は、「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」に基づき河川レン</p>	<p>4 河川レンジャー希望者の登録期間は登録された日から翌々年度の3月31日までとする。</p>	<p>字句の修正</p>

運営要領(案)	改定	改定理由
<p>ジャー希望者に関する個人情報を必要かつ適切な安全管理措置を講じて取り扱うものとする。</p>		
<p>(講座の運営)</p> <p>第 35 条 講座は、原則として、年 1 回の開催とする。ただし、受講希望者数等により回数を増減することとする。</p> <p>2 講座の講師は、講義内容および実習内容に応じて、懇談会で選任する。</p>		
<p>(講座の開催)</p> <p>第 36 条 講座は、講座事務局が開催する。</p> <p>2 講座事務局は、講座の開催にあたり、開催日時、開催場所及び講座内容の広報を行わなければならない。</p>		
<p>(プレゼンテーションの開催)</p> <p>第 37 条 第 34 条に規定する河川レンジャー希望者として登録した者で、河川レンジャー候補者を希望する者は、河川レンジャーとして行いたい活動の発表(プレゼンテーション)を実施しなければならない。</p> <p>2 講座事務局は、プレゼンテーションの場を設置する。</p> <p>3 講座事務局は、プレゼンテーションの開催にあたり、開催日時、開催場所及び実施概要を河川レンジャー希望者に通知しなければならない。</p>		

運営要領(案)	改定	改定理由
<p>(講座の事務局)</p> <p>第 38 条 講座事務局は、木津川上流河川事務所管理課及び運営業務受託者とする。</p>		
<p>第 4 章 木津川上流管内河川レンジャー会議</p> <p>(レンジャー会議の役割)</p> <p>第 39 条 レンジャー会議は、地域の特性に応じた河川レンジャー及び活動についての検討や河川レンジャーを運営する機関としての役割を担うことを目的として、次の各号に掲げる事項を討議し、決定する。</p> <p>(1)河川レンジャーの年間活動計画の決定、活動報告の受理及び事業計画(案)のとりまとめ</p> <p>(2)河川レンジャーに対する助言・意見・支援</p> <p>(3)懇談会への報告・提案内容</p> <p>(4)河川レンジャーの審議(任命・再任・解任)及び辞任の了承</p> <p>(5)その他必要と認められる事項</p>		
<p>(レンジャー会議の構成)</p> <p>第 40 条 レンジャー会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。</p> <p>(1)河川レンジャー 全員</p> <p>(2)三重県 伊賀建設事務所 1 名</p> <p>(3)独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所 1 名</p>		

運営要領(案)	改定	改定理由
<p>(4)伊賀市 1名</p> <p>(5)名張市 1名</p> <p>(6)国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 管理課長 伊賀上野出張所長 名張川出張所長</p> <p>(7)その他必要に応じて 若干名</p> <p>2 レンジャー会議の運営のためにレンジャー会議事務局を置く。</p>		
<p>(レンジャー会議の組織)</p> <p>第41条 レンジャー会議の委員の委嘱は、前条第1項各号に規定する委員の構成に基づいて事務所長が委託契約した運営業務受託者が行うものとする。</p> <p>2 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任は妨げない。</p> <p>3 補欠のため又は増員によって委嘱する委員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。</p> <p>4 委員は任期満了後においても、後任者が委嘱されるまでの期間は、その職務を継続する。</p> <p>5 レンジャー会議に会務を総務する議長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p>	<p>2 委員の任期は、1年間とする。ただし、再任は妨げない。</p>	<p>予算関連に伴う改定</p>

運営要領(案)	改定	改定理由
<p>6 レンジャー会議の議事進行のため、河川レンジャーの中から座長を選任できるものとし、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>7 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。</p> <p>8 前条第1項第1号及び第7号を除く委員については、レンジャー会議への代理出席を認めるものとする。</p> <p>9 レンジャー会議は、委員の過半数の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって議決する。</p>		
<p>(レンジャー会議の運営)</p> <p>第42条 レンジャー会議は、年2回以上必要に応じて開催するものとする。</p> <p>2 座長が懇談会への出席が困難なとき、座長があらかじめ指名する河川レンジャーが代理出席しなければならない</p> <p>3 座長並びに議長は、講座で開催する河川レンジャーとして行いたい活動の発表(プレゼンテーション)及び第51条第3項に規定する推薦委員会が設置する意見を聴取する場に必ず出席しなければならない。ただし、正当な理由により出席が困難なときは、議長があらかじめ指名する委員が代理出席しなければならない。</p>		

運営要領(案)	改定	改定理由
<p>(レンジャー会議の情報公開及び守秘義務)</p> <p>第 43 条 レンジャー会議は、原則として、公開とする。ただし、河川レンジャーの任命・再任・解任にかかわる審議を行うとき及び第 13 条第 6 項に規定する弁明の機会を設けるとき等の個人情報にかかわる審議等を行う場合は非公開とする。</p> <p>2 レンジャー会議の議事要旨および配付資料を木津川上流河川事務所ホームページ等で公開する。ただし、非公開にかかわる部分は、前項の該当者のプライバシーを害する恐れのある情報を含まない議事要旨を公開する。</p> <p>3 レンジャー会議及びレンジャー会議事務局は、非公開にかかわる情報について、守秘義務を負うものとする。</p>	<p>第 43 条 レンジャー会議は、原則として、公開とする。ただし、河川レンジャーの任命・再任・解任にかかわる審議を行うとき及び第 13 条第 5 項に規定する弁明の機会を設けるとき等の個人情報にかかわる審議等を行う場合は非公開とする。</p>	<p>第 13 条の改定に伴う改定</p>
<p>(レンジャー会議の非公開会議にかかわる情報開示)</p> <p>第 44 条 レンジャー会議での、非公開にかかわる部分の情報開示を請求されたときは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づいて開示する。</p>		
<p>(レンジャー会議の開催)</p> <p>第 45 条 レンジャー会議の開催は、議長が招集する。</p> <p>2 レンジャー会議事務局は、原則としてレンジャー会議を開催する日の 2 週間前までに、各委員に対し、開催日時、開催場所及び議事内容を記載したレンジ</p>		

運営要領(案)	改定	改定理由
<p>ャー会議開催の通知をしなければならない。</p>		
<p>(レンジャー会議の事務局) 第46条 レンジャー会議事務局は、木津川上流河川事務所 管理課並びに運営業務受託者とする。</p>		
<p>第5章 木津川上流管内河川レンジャー推薦委員会 (推薦委員会の役割) 第47条 推薦委員会は、河川レンジャーの任命にあたり、 別途定める審査要領に基づき、公平中立な立場で河 川レンジャーの希望者を審査し、決定した河川レン ジャー候補者をレンジャー会議に推薦することを目 的とする。</p>		
<p>(推薦委員会の構成) 第48条 推薦委員会は、委員及びオブザーバーをもって構 成する。 2 委員は次の各号に掲げる委員をもって構成する。 (1)学識経験者及び見識者 若干名 (2)三重県 伊賀建設事務所 1名 (3)独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所 1名 3 オブザーバーは次の各号のとおりとする。 (1)伊賀市 1名 (2)名張市 1名 (3)国土交通省近畿地方整備局</p>		

運営要領(案)	改定	改定理由
<p>木津川上流河川事務所長</p> <p>4 推薦委員会の運営のために推薦委員会事務局を置く。</p>		
<p>(推薦委員会の組織)</p> <p>第49条 推薦委員会の委員の委嘱は、前条第2項各号に規定する委員の構成に基づいて事務所長が委託契約した運営業務受託者が行うものとする。</p> <p>2 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任は妨げない。</p> <p>3 補欠のため又は増員によって委嘱する委員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。</p> <p>4 委員は任期満了後においても、後任者が委嘱されるまでの期間は、その職務を継続する。</p> <p>5 推薦委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>6 推薦委員会に副委員長を置き、委員長の指名によりこれを定める。</p> <p>7 委員長は、会務を総務する。</p> <p>8 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。</p> <p>9 前条第2項第1号を除く委員については、推薦委員</p>	<p>2 委員の任期は、1年間とする。ただし、再任は妨げない。</p>	<p>予算関連に伴う改定</p>

運営要領(案)	改定	改定理由
<p>会への代理出席を認めるものとする。</p> <p>10 推薦委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって議決する。</p>		
<p>(推薦委員会の運営)</p> <p>第50条 推薦委員会は、原則として、年1回の開催とする。</p> <p>2 推薦委員会事務局は、河川レンジャー希望者の審査にかかわる資料を作成し、推薦委員会に提出する。</p> <p>3 推薦委員会は、審査のため参考となる意見を聴取する場を設置することが出来る。</p> <p>4 推薦委員会は、講座で開催する河川レンジャーとして行いたい活動の発表(プレゼンテーション)に全委員を出席させなければならない。</p> <p>5 本運営要領(案)に定めるもののほか、推薦委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が推薦委員会に諮って定める。</p>		
<p>(推薦委員会の情報公開及び守秘義務)</p> <p>第51条 推薦委員会は、非公開とする。ただし、河川レンジャー希望者のプライバシーを害する恐れのある情報を含まない審査結果の要旨を、木津川上流河川事務所ホームページ等で公開する。</p> <p>2 委員、オブザーバー及び事務局は、推薦委員会に関する情報について、守秘義務を負うものとする。</p> <p>3 前条第3項に規定する意見を聴取する場の公開は、</p>		

運営要領(案)	改定	改定理由
推薦委員会において決定する。		
(推薦委員会にかかわる情報開示) 第 52 条 推薦委員会での、河川レンジャー審査に関する情報の開示を請求されたときは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づいて開示する。		
(推薦委員会の開催) 第 53 条 推薦委員会の開催は、委員長が招集する。 2 推薦委員会事務局は、原則として、推薦委員会を開催する日の 2 週間前までに、各委員に対し、開催日時及び開催場所を通知しなければならない。		
(推薦委員会の事務局) 第 54 条 推薦委員会事務局は、木津川上流河川事務所管理課並びに運営業務受託者とする。		
第 6 章 雑則 (運営要領(案)の改正) 第 55 条 この運営要領(案)を改正するときは、懇談会からの提案を受けて事務所長が行う。		
附則 1.この運営要領(案)は、平成 20 年 3 月 4 日から施行する。 2.レンジャー会議発足までの間は、河川レンジャーの任命に係る事項について懇談会がその役割を担うこととする。		

木津川上流管内河川レンジャー(試行)機構図

(開催予定 2回以上/年)

木津川上流管内河川レンジャー懇談会	
会員	学識経験者及び見識者 若干名
	レンジャー会議座長 1名
	三重県 伊賀建設事務所 1名
	独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所 1名
	伊賀市 1名
名張市 1名	
国交省	国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長 1名
オブザーバー	河川レンジャー
	国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 管理課長 伊賀上野出張所長 名張川出張所長
事務局	国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 管理課 運營業務受託者
講座 (開催予定 1回/年)	
事務局	国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 管理課 運營業務受託者

河川レンジャーの活動計画・活動状況の報告
河川レンジャーの任命・再任・解任の報告
河川レンジャー事業計画(案)の報告

河川レンジャー事業計画を提言

(開催予定 2回以上/年)

木津川上流管内河川レンジャー会議	
委員	河川レンジャー 全員
	三重県 伊賀建設事務所 1名
	独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所 1名
	伊賀市 1名
名張市 1名	
国交省	国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 管理課長 1名 伊賀上野出張所長 1名 名張川出張所長 1名
事務局	国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 管理課 運營業務受託者

(開催予定 1回/年)

木津川上流管内河川レンジャー推薦委員会	
委員	学識経験者及び見識者 若干名
	懇談会会員(学識経験者及び見識者) 若干名
	三重県 伊賀建設事務所 1名
オブザーバー	独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所 1名
	伊賀市 1名 名張市 1名 国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長
事務局	国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 管理課 運營業務受託者

プレゼンテーションの開催

河川レンジャー候補者の推薦

木津川上流管内河川レンジャー(試行)

審査要領(案)

平成 20年 8月 4日

国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所

目次

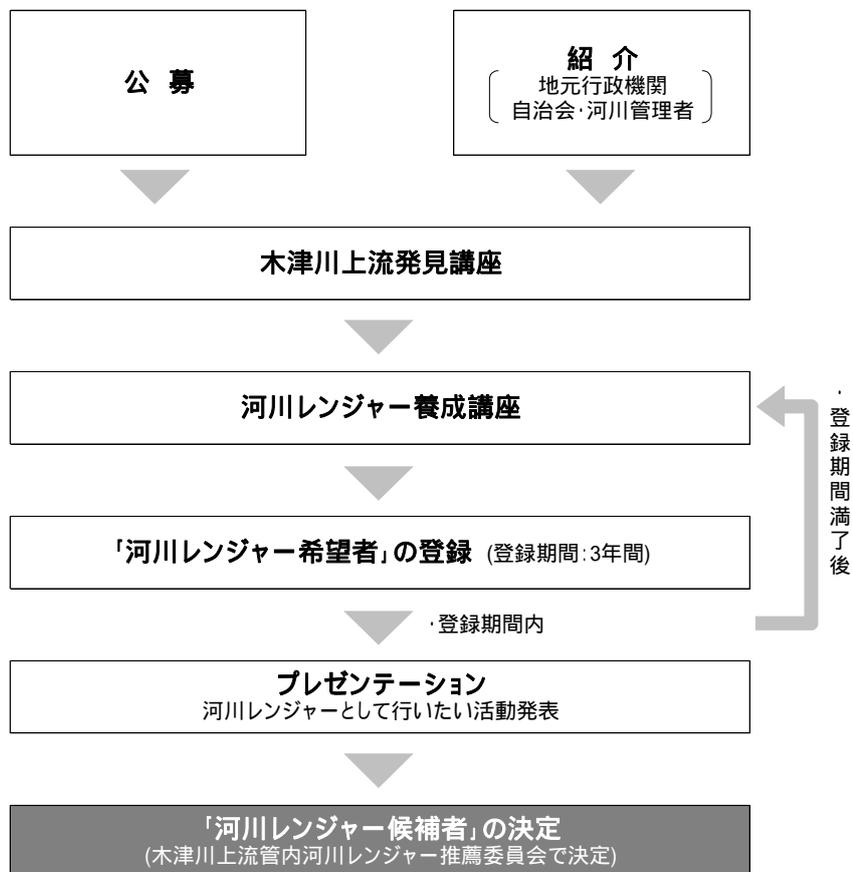
1. はじめに	1
2. 審査の流れ	1
2-1 河川レンジャー希望者の登録要件(審査対象要件)	2
2-2 河川レンジャー希望者 登録期間	2
3. 審査の基本方針	2
4. 審査項目	3
5. 審査手順	3
6. プレゼンテーション実施要領	4
6-1 プレゼンテーションの進め方	4
6-2 メンバー構成	4
6-3 活動企画書	4
6-4 プレゼンテーション記録表	4
6-5 意見を聴取する場	4
7. 審査方法(推薦委員会)	5
8. 評価ならびに河川レンジャー候補者の決定方法	5
9. 審査結果の公開	5
審査関係資料	
河川レンジャー希望者登録 申請書	6
(別添)河川レンジャー希望者個人調書	7~11
河川レンジャー任命承諾書	12
河川レンジャー希望者 活動企画書	13

1. はじめに

本要領は「木津川上流管内河川レンジャー(試行)運営要領(案)」(以下「運営要領(案)」)という)に基づき、木津川上流管内河川レンジャーの任命に係る、河川レンジャー候補者の決定(以下「河川レンジャーの審査」という)のための審査要領を定めるものである。

2. 審査の流れ

河川レンジャーの審査は、「木津川上流発見講座」及び「河川レンジャー養成講座」を共に受講し、河川レンジャー希望者として登録後、プレゼンテーションを実施した者を対象として、木津川上流管内河川レンジャー推薦委員会(以下「推薦委員会」という)が行う。



2-1 河川レンジャー希望者の登録要件(審査対象要件)

河川レンジャー希望者の登録は、運営要領(案)に定める「河川レンジャーの任命基準」の内、以下の「審査対象要件」を満足している者を対象に行うものとする。

審査対象要件

- (1)木津川上流管内の住人又はこの地域に通勤、通学する満18歳以上の者であること。
- (2)地域固有の情報や知識に精通していること。
- (3)有能な河川レンジャーになれるよう日々熱意を持ち、自己研鑽や研修を惜しまないこと。
- (4)講座(「木津川上流発見講座」「河川レンジャー養成講座」)を受講していること
- (5)公共施設の不正使用等の法令に違反する行為を行っていないこと。
- (6)心身ともに健全で河川レンジャーとして活動できること。
- (7)運営要領(案)を遵守できること。

満18歳以上満20歳未満の登録希望者は、親権者からの「河川レンジャー任命承諾書」を提出して頂くことを条件とする。

年齢計算の基準日は、審査を行う年度の4月1日とする。

また、これらの要件を確認するため、河川レンジャー希望者の登録を希望する者より、「河川レンジャー希望者 登録申請書」及び「河川レンジャー任命承諾書」(満18歳以上満20歳未満の登録希望者のみ)、「個人調書」を河川レンジャー養成講座受講後に講座事務局へ提出して頂くものとする。

2-2 河川レンジャー希望者 登録期間

河川レンジャー希望者の登録期間は、登録した日から翌々年度の3月31日までとし、期間内であれば河川レンジャーの審査を複数回受審できるものとする。

なお、登録期間を満了した者については、登録の更新を希望する場合は「河川レンジャー養成講座」を再受講後、河川レンジャー希望者登録を行わなければならないものとする。

3. 審査の基本方針

河川レンジャーの審査にあたり、以下の事項を基本方針とする。

審査の基本方針

- (1)公平中立な立場で審査し、審査に係わる者は、河川レンジャー希望者の利害を伴う情報は提供しない。
- (2)審査に係わる者は、審査で知り得た情報を第三者に公開、口外しない。
- (3)河川レンジャー希望者の個性を尊重する。
- (4)河川レンジャー希望者には、審査目的、審査手順、審査項目及び審査方法等を周知する。
- (5)審査員の氏名及び勤務先又は所属機関等の名称を公開する。
- (6)本審査要領は、適宜見直しを行う。

4. 審査項目

河川レンジャーの審査は、以下の5つの項目について行う。

審査項目

- () 河川レンジャーに対する考えと意欲
- () 河川と地域との良好な関係を構築する意欲
- () 周囲との調和や良好な関係を構築する能力
- () 地域固有の情報や知識への精通度
- () 河川レンジャーとしてやりたい活動の地域必要性

5. 審査手順

河川レンジャーの審査は、次の手順に従って実施する。

審査情報の収集

講座事務局は、審査対象要件の充足を確認するため、河川レンジャー養成講座の閉講時に、以下の情報を収集する。

- ・ 河川レンジャー希望者登録 申請書
- ・ 河川レンジャー任命承諾書
- ・ 個人調書

2-1 河川レンジャー希望者の登録要件参照

審査対象要件の確認及び河川レンジャー希望者の登録

講座事務局は、収集した情報より審査対象要件の充足を確認し、要件を満たしている者について河川レンジャー希望者の登録を行う。

プレゼンテーションによる審査情報の収集

講座事務局は、河川レンジャー希望者登録を行い、河川レンジャー候補者を希望する者を対象に、プレゼンテーション(河川レンジャーとして行いたい活動の発表)を開催する。

プレゼンテーションには、推薦委員会委員及びオブザーバー、レンジャー会議座長及び議長が出席し、発表者より事前に提出される活動企画書ならびに発表内容、質疑応答の結果等より審査情報を収集する。

審査(木津川上流管内河川レンジャー推薦委員会)

推薦委員会は、 で収集した審査情報ならびにオブザーバーの意見を考慮しながら、審査項目ごとに河川レンジャー候補者を希望する者の評価を行い、河川レンジャー候補者を決定する。

6. プレゼンテーション実施要領

6-1 プレゼンテーションの進め方

プレゼンテーションは、はじめに受講者(河川レンジャー候補者を希望する者)より「河川レンジャーとして行いたい活動」について発表していただき、発表後、参加メンバー(受講者を除く)による質疑を行う。

発表時間は一人10分、質疑応答時間は5分とし、発表(表現)方法は受講者の自由とする。

6-2 メンバー構成

プレゼンテーションのメンバー構成は以下のとおりとする。

推薦委員会 委員及びオブザーバー	全員
レンジャー会議	座長及び議長
講座事務局(進行)	
受講者(河川レンジャー候補者を希望する者)	

6-3 活動企画書

プレゼンテーションの開催にあたり、事前に受講者より、自らが考える「河川レンジャーとして行いたい活動」について記載した「活動企画書」をプレゼンテーション開催 1 週間前までに講座事務局に提出して頂くものとする。

6-4 プレゼンテーション記録表

プレゼンテーション参加メンバー(受講者を除く)は、上記の活動企画書ならびに発表内容、質疑応答の結果等より審査情報を収集し、その結果を「プレゼンテーション記録表」に記入する。

なお、推薦委員会オブザーバーならびにレンジャー会議座長及び議長による同記録表については、推薦委員会での参考資料とする。

6-5 意見を聴取する場

推薦委員会は、審査の参考となる「意見を聴取する場」を設置できるものとしており、必要に応じて、上記のレンジャー会議座長及び議長の作成したプレゼンテーション記録表を基に、それぞれから意見を聴取し、その結果を同記録表に記録する。

7. 審査方法(推薦委員会)

推薦委員会は、収集した審査情報ならびにオブザーバーの意見を考慮しながら、河川レンジャーの審査を行う。

8. 評価ならびに河川レンジャー候補者の決定方法

評価は、審査項目毎に5段階評価(優れている度合い)により行い、最終評価値の上位 名を河川レンジャー候補者として、レンジャー会議に推薦するものとする。

9. 審査結果の公開

推薦委員会における審査結果は、河川レンジャーの任命後(任命者がいない場合はレンジャー会議での審議後)に、事務所長名で「当該年度の河川レンジャー希望者及び河川レンジャー審査受審者の総数ならびに河川レンジャー候補者及び任命者の受講番号」を木津川上流河川事務所ホームページで公開する。

また、個々の受講者ならびに候補者には、推薦委員会事務局から委員長名の文書で通知を行う。

なお、河川レンジャーの審査に関する情報の開示を請求されたときは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、情報公開を行う。

平成 年 月 日

木津川上流管内河川レンジャー
講座事務局 殿

河川レンジャー希望者登録 申請書

私は、河川レンジャーとなることを希望し、審査を受審することを申請します。

ふりがな		年齢	満 才 (H20.4.1 現在)	性別	男・女
氏 名	印				
現 住 所 及 び 連 絡 先	〒 -				
	TEL : () -		(自宅・勤務先・携帯)		
	FAX : () -		(自宅・勤務先)		
	E-mail:		(自宅・勤務先・携帯)		
ご 職 業	会社員・公務員・自営業・学生・その他()				

別添の「個人調書」にも必要事項をご記入いただき、事務局まで郵送にてお申し込み下さい。

ご記入いただいた個人情報は、木津川上流管内河川レンジャーの審査及びそれに係わる連絡以外には使用致しません。

河川レンジャー希望者個人調書

この個人調書は、ご自身の審査の対象要件の確認と審査の情報として使用しますので、正確にご記入ください。

なお、記入された事項に虚偽があった場合、河川レンジャーの審査は行いませんのでご注意ください。

ふりがな		記入日	平成 年 月 日
氏 名	印		

河川レンジャー希望者の審査対象要件を確認するため、河川レンジャーの任命基準である以下の項目を ~ の問いによって自己申告で確認します。

有能な河川レンジャーになれるよう日々熱意を持ち、自己研鑽や研修を惜しまないこと。

公共施設の不正使用等の法令に違反する行為を行っていないこと。

心身ともに健全で河川レンジャーとして活動を執行できること。

河川レンジャーの活動中において宗教活動、政治活動、営利活動及びそれら紛らわしい行為を行わないこと。

『木津川上流管内河川レンジャー（試行）運営要領』を遵守できること。

あなたが河川レンジャーに任命された場合、日々熱意を持って、自己研鑽や研修を惜しまず、有能な河川レンジャーになれるように努力できますか。

ア) はい イ) いいえ

あなたは、堤防周辺の土地を耕作地などに利用するなどの公共空間・施設の不正使用等の法令に違反する行為を

ア) していない イ) している ウ) 違反かわからないが心当たりがある
でウ)に を付けた人は、その内容を記入してください。

あなたが河川レンジャーに任命された場合、現在の健康状態は、河川レンジャーとしての活動に支障がありませんか。

- ア) 支障がない イ) 支障がある

あなたが河川レンジャーに任命された場合、『木津川上流管内河川レンジャー（試行）運営要領』を遵守できますか。

- ア) できる イ) できない

『木津川上流管内河川レンジャー（試行）運営要領』で示されている河川レンジャーとして有していることが望ましい知識・経験・資格の審査情報となるよう、自己申告により保有状況を確認します。

下記の1)～12)の知識・経験・資格のうち、該当するものがあれば、以下の記入欄にその番号と具体的な内容を記入してください。（複数回答可）

- 1) 解説、通訳、啓発に関する技術（インタープリテーション技術）
- 2) コーディネートに関する知識と技術
- 3) 緊急時対応に関する知識
- 4) 危険予知及び回避などの安全確保や、安全教育に関する知識
- 5) 環境保全やまちづくりなどの豊富な市民活動の経験
- 6) 地域のスポーツ活動指導や青少年育成などの豊富な経験
- 7) 郷土史への精通
- 8) 豊富な川や水に関する知識や実務経験
- 9) 川の指導者（初・中・上級）としての経験
- 10) 自然観察指導員の資格
- 11) 救急・救命法受講の経験
- 12) その他

該当する内容が無い場合は、未記入で結構です。

記入欄が不足する場合は、該当頁をコピーして追加記入してください。

番 号	
(内 容)	

番 号	
(内 容)	

番 号	
(内 容)	

番 号	
(内 容)	

番 号	
(内 容)	

『地域固有の情報や知識への精通度』の審査情報として以下の ~ の事項を記入していただきます。

以下の記入欄に差し支えない範囲で記入してください。

該当する内容が無い場合は、未記入で結構です。

記入欄が不足する場合は、該当頁をコピーして追加記入してください。

活動希望地域での在住状況

居住地		居住年数	(~) 年
の住所		居住年数	(~) 年

地域組織への参加状況（複数回答可）

団体名		役 職	
		所属年数	年
活動場所	(団体)		
	(貴方)		
活動内容及び頻度	(団体)	活動頻度	回/月 or 年
	(貴方)	活動頻度	回/月 or 年

団体名		役 職	
		所属年数	年
活動場所	(団体)		
	(貴方)		
活動内容及び頻度	(団体)	活動頻度	回/月 or 年
	(貴方)	活動頻度	回/月 or 年

地域活動への参加状況（複数回答可）

団体名		活動名	
活動場所	(団体)		
	(貴方)		
活動内容	(団体)		
	(貴方)		
活動期間			

団体名		活動名	
活動場所	(団体)		
	(貴方)		
活動内容	(団体)		
	(貴方)		
活動期間			

平成 年 月 日

木津川上流管内河川レンジャー
講座事務局 殿

河川レンジャー任命承諾書

私()は、河川レンジャー希望者()が、河川
レンジャーの審査を受審し、河川レンジャーに推薦された場合、河川レンジャーに任
命されることを親権者として承諾します。

ふりがな					
親権者 氏名	印	年齢	満才	希望者 との続柄	
親権者 連絡先	〒 -				
	TEL : () -				

事務局まで郵送にてお申し込み下さい。

ご記入いただいた個人情報は、木津川上流管内河川レンジャーの審査及びそれに係
わる連絡以外には使用致しません。

河川レンジャー希望者 活動企画書

氏名	
活動テーマ	
活動場所	
活動内容	
アピールポイント	

推薦委員会事務局まで郵送にてお申し込み下さい。

ご記入いただいた個人情報は、木津川上流管内河川レンジャーの審査及びそれに係わる連絡以外には使用致しません。

木津川上流管内河川レンジャー(試行) 今後のスケジュール

	日 時	内 容	場 所
終了	7月13日(日) 9:45~17:45	<u>木津川上流発見講座</u>	〒518-0825 伊賀市小田町 242 番地 遊水スイスイ館
終了	8月2日(土) 10:00~16:10	<u>木津川上流管内河川レンジャー養成講座</u>	〒518-0825 伊賀市小田町 242 番地 遊水スイスイ館
	8月4日(月) 10:00~12:00	<u>平成20年度第1回</u> <u>木津川上流管内河川レンジャー(試行)懇談会</u> ・講座の開催報告について ・審査要領(案)の決定について ・運営要領(案)の改訂について ・今後のスケジュールについて ・その他	〒518-0729 名張市南町 822-2 名張産業振興センター(アピア) 1F アピア 多目的ホール
(予定)	8月 中旬~下旬予定 (時間未定)	<u>平成20年度第1回</u> <u>木津川上流管内河川レンジャー(試行)推薦委員会</u> ・推薦委員会発足 ・審査要領(案)について	未 定
(予定)	8月24日(日) (PM 予定)	<u>木津川上流管内河川レンジャー(試行)特別講座</u> 河川レンジャー希望者 参加	〒518-0825 伊賀市小田町 242 番地 遊水スイスイ館
(予定)	9月7日(日) 13:30~	<u>「プレゼンテーション」開催</u> ・「河川レンジャーとして行いたい活動」の発表	〒518-0729 名張市南町 822-2 名張産業振興センター(アピア) 1F アピア 多目的ホール
	9月7日(日) 15:00~	<u>平成20年度第2回</u> <u>木津川上流管内河川レンジャー(試行)推薦委員会</u> ・河川レンジャー候補者の選定	
(予定) 予備日	9月19日(金) 13:30~	<u>「プレゼンテーション」開催</u> ・「河川レンジャーとして行いたい活動」の発表	〒518-0729 名張市南町 822-2 名張産業振興センター(アピア) 1F アピア 多目的ホール
	9月19日(金) 15:00~	<u>平成20年度第2回</u> <u>木津川上流管内河川レンジャー(試行)推薦委員会</u> ・河川レンジャー候補者の選定	
(予定)	9月24日(水) (時間未定)	<u>平成20年度第2回</u> <u>木津川上流管内河川レンジャー(試行)懇談会</u> ・河川レンジャー予定者の決定	〒518-0729 名張市南町 822-2 名張産業振興センター(アピア) 4F D会議室
(予定) 予備日	9月30日(火) (時間未定)	<u>平成20年度第2回</u> <u>木津川上流管内河川レンジャー(試行)懇談会</u> ・河川レンジャー予定者の決定	〒518-0729 名張市南町 822-2 名張産業振興センター(アピア) 4F D会議室